

令和 6 年度 事 業 報 告 書

本法人は、年金受給者の福祉の増進と経済的救済に寄与することを目的として各事業を実施してきた。

当協会が信用保証業務を行っている独立行政法人福祉医療機構の年金担保貸付事業の廃止を含めた「年金制度の機能強化のための国民年金等の一部を改正する法律」が成立し、令和 2 年 6 月 5 日付で公布され、令和 4 年 3 月末で新規貸付の申込受付が終了することが決定された。

これをうけて、当協会は、「年金担保貸付事業の終了後における当協会のあり方検討委員会」報告書及び当協会の現況等を踏まえて事業の運営にあたっている。

信用保証事業は、(独)福祉医療機構と連携し、早期に保証債務を終了させ、住宅団信事業は、厚生労働省、(独)福祉医療機構と連携して、令和 8 年 4 月を目途に加入者を他の団体が実施する団信に移行させることとしており、当協会は利用者の利便性を図りながら、これら2つの事業を終了させ、解散・清算を進めていくこととしている。

なお、信用保証業務の終了までの期間に対応できる資金については、保証履行引当資産、事業廃止円滑化対応積立資金等により確保している。

本年度に実施した各事業の実施状況及び管理的事項は、次のとおりである。

I 事業実施状況

1 信用保証事業

(1) 信用保証事業の実施

(独)福祉医療機構が行う公的年金受給者の受給権を担保とする融資に係る債務の保証事業については、令和 4 年 4 月貸付実行分（令和 4 年 3 月申込受付分）で新規の保証引受は終了したところであるが、保証履行及び保証履行により取得した求償債権残高の管理・回収については、次のとおり実施した。

① 保証引受残高

令和 6 年度末の保証引受残高は、27 件、125 万円（前年度 23,334 件、24 億 9,261 万円）であった。

表 1：保証引受残高の推移

年 度	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末	令和 6 年度末
件 数 (前年度比)	128,332 件 (81.5%)	108,902 件 (84.9%)	62,907 件 (57.8%)	23,334 件 (37.2%)	27 件 (0.1%)
金 額 (前年度比)	35,601 百万円 (76.6%)	32,299 百万円 (90.7%)	13,507 百万円 (41.8%)	2,492 百万円 (18.4%)	1.25 百万円 (0.05%)

② 保証料収入

令和 6 年度については、令和 4 年 4 月の年金担保貸付の最終貸付実行分の当初の約定償還期間が終了したこと、信用保証事業の終了を見据えて、令和 5 年度末時点の前受保証料残高 1,616 万円を全額保証料収入として収益化することとした。(前年度 1 億 8,961 万円)

③ 保証履行及び求償債権の管理状況

令和 6 年度の保証履行は、463 件、4,496 万円を行った。(保証履行状況の推移は、表 2 参照。)

令和 6 年度末の求償債権の残高は、216 件、7,351 万円(前年度末 230 件、8,276 万円)であった。

令和 6 年度の求償債権の増減の状況は表 3、債権償却の状況は表 4 のとおりである。

表 2：保証履行状況の推移

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
件 数 (前年度比)	3,319 件 (90.7%)	2,824 件 (85.1%)	2,439 件 (86.4%)	1,498 件 (61.4%)	463 件 (30.9%)
金 額 (前年度比)	880 百万円 (89.4%)	726 百万円 (82.5%)	602 百万円 (82.9%)	283 百万円 (47.0%)	45 百万円 (15.9%)
単 価 (前年度比)	265 千円 (98.5%)	257 千円 (97.0%)	247 千円 (96.1%)	189 千円 (76.5%)	97 千円 (51.3%)

表 3：令和 6 年度求償債権の増減状況

	令和 5 年度末 残高	求償権の新規 取得による増	回収等による減		令和 6 年度末 残高
			回収分	債権償却分	
件 数	230 件	14 件	8 件	20 件	216 件
金 額	82,763 千円	2,006 千円	2,363 千円	8,892 千円	73,514 千円

※回収分の内訳：全額一括返済分 4 件、919 千円 分割返済分 4 件、1,444 千円
計 2,363 千円(前年度 1,594 千円)

表 4：債権償却の状況（債権管理規程第 22 条第 3 項による報告）

	件 数	金 額（円）	備 考
死 亡	0	0	
破 産	1	72,535	民法上の破産適用
生活困窮	0	0	生活保護受給者等
行方不明	0	0	1 年以上の所在不明
時 効	18	8,686,094	民法上の時効
そ の 他	1	133,121	その他債権追求不能
合 計	20	8,891,750	

（２）（独）福祉医療機構との打ち合わせ会の実施

年金担保貸付において事故口となった債権の保証履行を早期に終了させるため、（独）福祉医療機構において未請求となっている債権の対応等について打ち合わせを４回実施（９月、１０月、２月、３月）した。

（３）求償債権の回収業務

死亡以外の理由で当協会が求償権を取得した債権の回収業務については、令和 6 年度も、一部の債権についてサービサー（債権回収会社）に委託した。

２ 債務引受事業及び団体信用生命保険加入事業

（１）年金住宅融資に係る債務引受事業

令和 6 年度は、新規の債務引受の申し込みはなかった。
賛助会員については、10 会員である。（（独）福祉医療機構を含む。）

（２）年金住宅融資に係る団体信用生命保険加入事業

保険料率及び特約料については、表 5 のとおり推移している。

特約料については、平成 25 年度から据え置きをしてきており、令和 6 年度も据え置きとして実施した。保険料率については、加入者の年齢構成の変化により変動している。

表 5：保険料率及び特約料

（対万円／月額）

		令和 3 年 1～12 月	令和 4 年 1～12 月	令和 5 年 1～12 月	令和 6 年 1～12 月	令和 7 年 1～12 月
保険料率		10.31 円	11.18 円	11.27 円	11.17 円	11.39 円
特約料	一般事業主	6.49 円	6.49 円	6.49 円	6.49 円	6.49 円
	労栄協会	8.42 円	8.42 円	8.42 円	8.42 円	8.42 円
	兵庫生協	10.31 円	10.31 円	10.31 円	10.31 円	10.31 円

※特約料は平成 25 年度の改定後、据え置きを実施している。

なお、同事業の団体信用生命保険加入件数は、令和 7 年 3 月末 117 件（前年度 140 件）と前年度より 23 件の減少となった。事業の実施状況の推移は、表 6 のとおりである。

表 6：利用状況の推移

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
加入件数(年度末)	273 件	201 件	162 件	140 件	117 件
支払件数	1 件	5 件	2 件	1 件	3 件
支払保険金	406 千円	4,114 千円	6,838 千円	3,370 千円	4,868 千円

（3）住宅団信事業の移管について

住宅団信事業については、検討委員会報告書に基づき、利用者を令和 8 年 4 月に他の団体が実施する団信に移管するために、厚生労働省、（独）福祉医療機構、移管先団体及び生命保険会社と連携して、一般事業主 2 社及び、（独）福祉医療機構が今後管理する兵庫生協、労栄協会の対応について、関係者間協議をこれまで 12 回実施しているところであり、令和 6 年度には 5 回実施（4 月、6 月、8 月、10 月、2 月）し、令和 7 年 2 月に開催した第 12 回協議ではとりまとめ報告書が示された。

令和 6 年度においては、一般事業主 2 社に対し、他の団体が実施する団信への加入についての意向確認や今後のスケジュールの説明を行った。また、兵庫生協、労栄協会については、（独）福祉医療機構に引継ぎを行っている。

Ⅱ 管理的事項

1 評議員会

（1）第 28 回定時評議員会

令和 6 年 6 月 17 日

第 1 号議案 令和 5 年度決算について（決算書）

第 2 号議案 井上富士彦評議員及び小川浩司評議員の辞任に伴う後任評議員の選任について

報告事項 1 令和 5 年度事業報告について（事業報告書）

報告事項 2 常勤理事の特別手当の額について

報告事項 3 事務局長の任命について

（2）第 29 回評議員会

令和 6 年 11 月 1 日

第 1 号議案 八木清文評議員の辞任に伴う後任評議員の選任について

第 2 号議案 新たに理事を選任することについて

報告事項 1 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

報告事項 2 解散・清算に向けた対応について

(3) 第30回評議員会

令和7年3月12日

議 案 「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」の一部改正について

報告事項1 令和7年度事業計画について（事業計画書）

報告事項2 令和7年度予算について（収支予算書）

報告事項3 令和7年度資金調達及び設備投資の見込みについて

報告事項4 職員給与規程の一部改正について

報告事項5 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

報告事項6 解散・清算に向けた対応状況について

2 理事会

(1) 第40回理事会

令和6年5月31日

第1号議案 令和5年度事業報告について（事業報告書）

第2号議案 令和5年度決算について（決算書）

第3号議案 常勤理事の特別手当の額について

第4号議案 第28回評議員会（定時評議員会）の招集について

(2) 第41回理事会

令和6年10月18日

第1号議案 評議員及び理事を選任することについて

・八木清文評議員の辞任に伴う後任評議員の選任について

・新たに理事を選任することについて

第2号議案 第29回評議員会の招集について

報告事項 (1)理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

(2)解散・清算に向けた対応について

(3) 第42回理事会

令和7年3月3日

第1号議案 令和7年度事業計画について（事業計画書）

第2号議案 令和7年度予算について（収支予算書）

第3号議案 令和7年度資金調達及び設備投資の見込みについて

第4号議案 職員給与規程の一部改正について

第5号議案 第30回評議員会の招集について

報告事項 (1)理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

(2)解散・清算に向けた対応状況について

事業報告に係る附属明細書

〔 令和 6 年 4 月 1 日から
令和 7 年 3 月 31 日まで 〕

記載項目なし

[参考]

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則

第 34 条 法第 123 条第 2 項の規定により作成すべき事業報告及びその附属明細書については、この条の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りではない。

2 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一 当該一般社団法人の状況に関する重要な事項（計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。）

二 法第 76 条第 3 項第 3 号及び第 90 条第 4 項第 5 号に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要

3 事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。